

8-1 政治的権利の概要 <基礎編>

国民の政治参加はどのように保障されているのだろうか？

参政権と請求権

既に学習したように、民主政治においては市民が主権者（主人）であり、政府や公務員は市民の権利を守るために税金を使って雇っている従業員のような存在である。それゆえ民主政治は市民の意見に基づいて行われなければならない、市民が政治に参加するのは当然のことである。

間接民主制をとる多くの国では、まず市民の世論が政治に大きな影響力をもっている。例えば世論調査で特定の政策が不人気であれば、それは内閣支持率の低下につながり、やがてその内閣を組織している政党の支持率にも悪影響を及ぼす。そのため内閣や政権政党（与党）【①】は、問題になっている政策を考え直す必要に迫られる。また選挙によって与党が敗北し野党が多数の議員を当選させたときは、政権が交代することもある。

憲法は、このように市民が政治に参加することを権利として保障している。このうち積極的に政府に働きかける諸権利をまとめて「参政権」と呼び、選挙権のほか、最高裁判所裁判官の国民審査権、地方特別法の制定同意権、憲法改正の国民投票権、政府に対して要求を提出できる請願権がある。また権利が侵害された場合に政府に対応を求める諸権利を「請求権」と呼び、裁判を受ける権利や、公務員の不法な行為によって損害を受けた場合に国や地方公共団体に対して損害賠償を求める権利がある。

このように、参政権や請求権は、国民が政府を監督する権利、いいかえれば政府を国民に忠実に奉仕させるための権利であり、それゆえ国民の人権を守るための権利、すなわち政府が国民の利益を侵害する場合に国民が政府に対して抵抗するための権利ともなりうる権利である。

①政党は、政治に関して同じ意見をもつ者の集まりで、政権の獲得をめざして活動する団体である。

「与党」とは「政権に参与している政党（内閣を組織している政党）」の意味であり、逆に政権を担っていない政党を「野党」と呼ぶ。

コメント [T11]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p132

国民の政治参加のありかたと、それに対応する権利

政治に対して意見を言う（世論の形成）	表現の自由
政治に直接参加する・・・参政権	選挙に参加する・・・選挙権・被選挙権
	最高裁判事を審査する・・・最高裁判事の国民審査権
	地方特別法に同意する・・・地方特別法の制定同意権
	憲法改正を判断する・・・憲法改正の国民投票権
	要求を直接提出する・・・請願権
政府に対応を求める・・・請求権	裁判を受ける・・・裁判を受ける権利
	政府に賠償を求める・・・国家賠償請求権